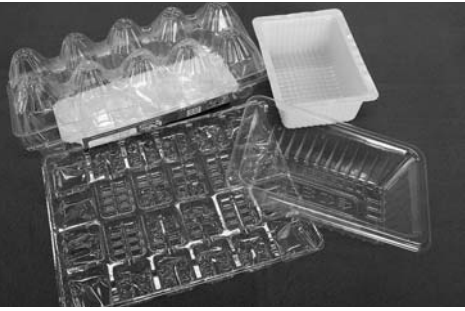


# 収集の対象になるもの



パック類



ポリ袋  
フィルム類



ふた(キャップ)類



ボトル類



容器包装ではないものやカップめん・トレイ・チューブ類、ラップ、発泡スチロール類は対象外です。

← 収集しないもの(対象外)

市では、10月から「プラスチック製容器包装」の収集を行います。現在、家庭から「燃やせるごみ」として出している「ポリ袋など」を分別収集します。ごみの減量化や資源の有効活用に、みなさんのご協力をお願いします。

# プラスチック製容器包装の収集を行います。

10月から、新たな指定袋で分別をお願いします。

家庭から出るごみの多くが商品を包む容器や包装

ごみになるものを少なくし、ごみになったものをリサイクルして資源を生かす「循環型社会」づくりを市民とともに取り組み、環境にやさしいまちを目指しています。

家庭から出るごみの多くは、商品を入れたり包んでいる容器や包装です。これらを「新しい材料として生かす」ため容器包装リサイクル法が作られました。

プラスチック製の容器包装を収集し資源を有効活用

容器包装リサイクル法に基づき、平成9年から空き缶、空きびんの資源物収集を開始し、その後、ペットボトルを加えました。また、町会などが、ダンボールや紙製容器包装の集団回収に取り組むなど、市民の協力による「循環型社会」への取り組みが広がっています。

家庭から「燃やせるごみ」として出しているポリ袋やパック類、ボトル類、キャップ類の「プラスチック製容器包装」の分別収集を10月から行います。「燃やせるごみ」として

て焼却処理していたごみをリサイクルし、ごみの減量化、環境負荷の軽減、資源の有効活用を図ります。

プラスチックは熱分解処理で再び資源として利用

収集したプラスチック製容器包装は、熱分解処理によりプラスチック製品の原料(油やガスなど)に再資源化するほか、溶融し、再度原料として土木建築資材等にも利用できます。

新しい指定袋に入れごみステーションで月1回収集

「プラスチック製容器包装」は、10月から月1回、ごみステーションで収集します。現在「燃やせるごみ」として出されていたものを新しい指定袋に入れ、分別していただきます。市民皆さんのご協力をお願いします。

市内9地区で説明会

4月に説明会を行う予定です。日時、会場は、町会・自治会を通じてお知らせします。

《詳細》リサイクル清掃課 ☎ 1481